

塵点録
三十

049
ア3
30



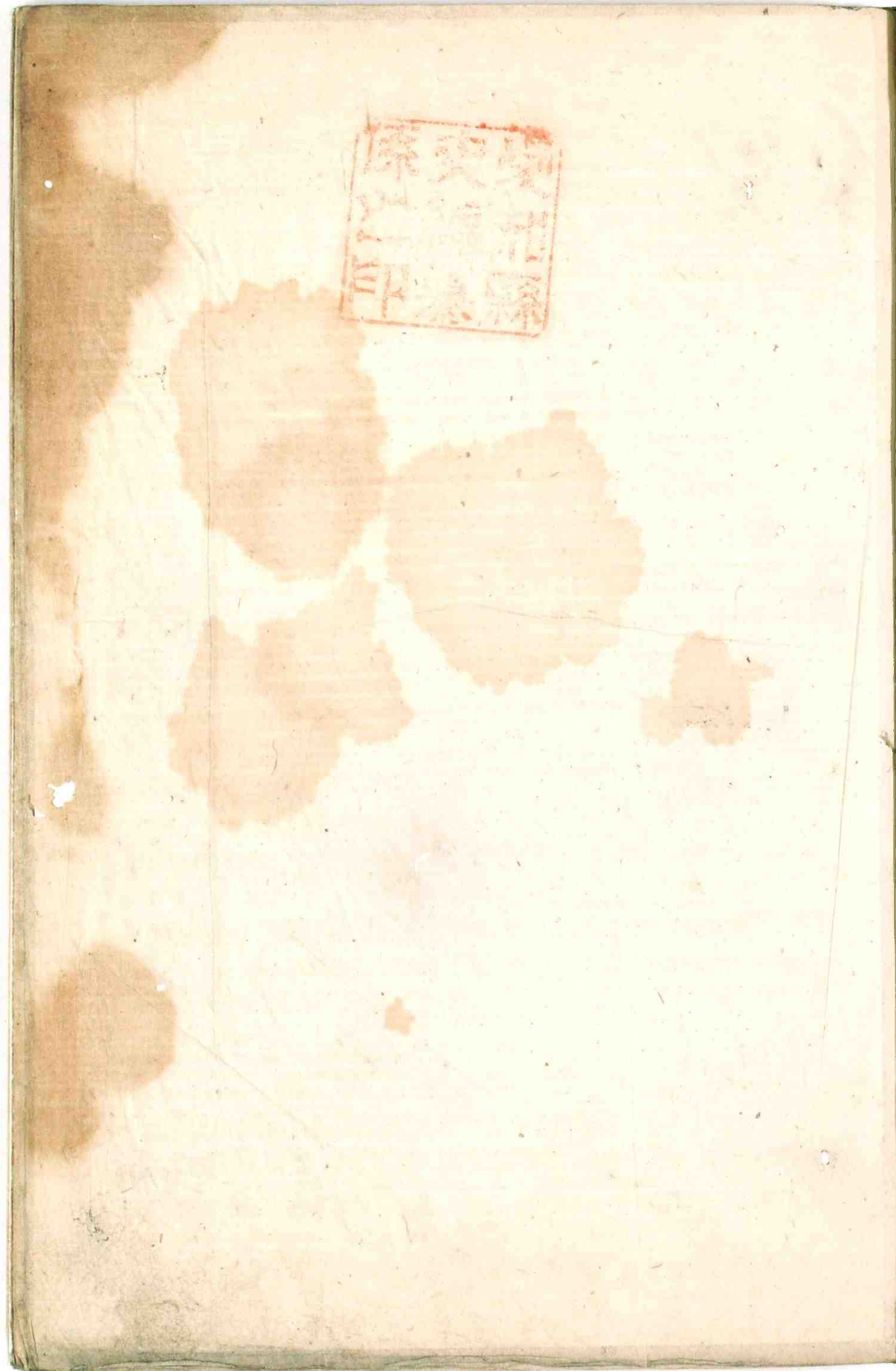
慶島録 三十

備付	品目	年月日	縣費第
場所		昭和	五
文書課		年	五
		月	
		日	

A04
73
30

A049
73
30

Red square seal impression with Chinese characters in seal script, likely a collector's or library's stamp.



史部
春
纂
印

憲隨筆附錄

介石記四卷アリ其中隨筆ノ上卷
必々ヲ畧シテ其餘ヲ撮テ附録トス

和知縣文化會館
昭和 33.7.30
40291

易豫利建侯行師

本義云豫和樂也人心和樂以應其上也云々其占利以立君用師也

六二介于石不終日貞吉

本義云豫雖主樂然易以漸入漸則及而憂矣卦如此爻中而得正是上下皆漸於豫而独能以中正自守其介如石也其德安靜而堅確故其思屬明審不俟終日而見凡事之幾微也

赤城山名記

其守介于石下云言語之彼義士之節義守之堅石如之彼古語之取以石記云

○卷第一之目錄

淺野殿子吉良殿遺恨付家臣節義之文

多川月周江戶使并戶田采女殿御状并方々使

者事

赤穂城中騷動并近国手當品々表不義之文

赤穂城渡并口々并大石志之事

赤穂浪人噂物語并内間之事

○山石記第二

赤穂志士盟約違害并横川勘平故郷之状
忠義之士名残之事并小野寺妻和歌

大石討法堂殿後室之变

夜討内試并堀部夢想并芝泉岳寺本庄茶屋

夜討古立并夜討之事

呈之事

上野殿最後并寧平退口之变

○大石記第三

酒屋口上升手廻向之变

四十七人連名口上書之事

吉田忠元衛門富次助右衛門二人仙石伯春殿口行变

吉良左衛門殿屋鋪手屋敷人变

從良兵寺首送之变

義士伏誅并辞世之事

○大石記第四

大石名物語并義士吟詠之事

還林寺助小上田十兵衛自害之变

向十次郎妻和歌之事

何某氏建述其变

義士挽詩之文

貞別何某之狀并返狀

久石記終

久石記

○淺野殿上吉良殿遺恨并家臣高義之文

元禄十四年辛巳三月 勅使御馳走淺野内通頼
殿被相勤高家受高川豊永守殿御用被仰付
吉良上野公殿高家ノ古友ニ被是ノ旨令
ナトアリシカ遺恨シ合申ヤル旨アリ

同十四日 勅令ノ儀式ナリ殿中ニテ遁レ難ヤル
黙止スルニ不堪シテ是迄ト思切テ大紋シニシリ上
小刀ヲ板ハツシテ只一サト切升ハ烏帽子ニ障リ太
カ

先後ハナカレテハ吉良殿ハアハト之ヲ倒シ玉之二大カッ
討討トセウレケルハ振川振川之兵衛殿御豊様御用
ニテ参合ナレケレハ其ノ秘留テ先小カシ取リシハ
重ニ働キヤウミナシクニ討留シサレシク無念ナレ
殿中ノ狼藉場所特テ荒シ辨ナシ答ニ因ニ田村右
末太夫殿へ御願社成昂日ノ暮切腹ニ及リ
ハ錯ハ御徒目付破村田武太夫ナリ浅野殿自身ノ
美料ニテハ錯アラシメキ由ニテ用之ト云リ
浅野殿居屋敷酒下勤直伏殿被下赤穂城

請取トシテ眠坂浅路守殿木ノ肥後守殿菜木
十右衛門殿林原米七殿石原新八衛門殿田田庄
太夫殿被仰付

吉良殿御式法者カハハ公ノアラサレハ其ノ立置
レ隠居シ被仰付且大兵衛殿家督シ相續シテ
父子堅固ニシ御存テハ上野ノ殿シ仰座ニ計留リ
ハコト内迄殿サニシ残念ニ思ハレニ家来氏ハ彼人
ニハ主君ノ身全ク喪ヒケレハ悪ニ怒テ往夫トシ置リ
赤城盟傳序注ニ云、神事ノ事カ日ノ上野ノ殿ノ積悪京都
評戸誰モ最ト思者ナリ諸人見離スニ往夫トシ置家来者
悪ノ辞ナリ

浅野殿家中ハ渡涉ハ船ノ提シ碎々者ノ秋シ
失フカ如忙矣トシ之ハカリナリ先殿中喧嘩ノ注進ハ
早水藤左衛門董野三平二人即日切腹ノ注進ハ
原宗右衛門大名瀬左衛門二人江ノヨリ赤穂へ
行程百七十余里各五日着ニ仕タリケル元來
此家武備ニ長シテ斯忙アリケル内能手配シ
テ江ノ家中ノ引拂ニ舟百余艘ヲ配メ紙小穂ニ
一二三ノ大文字ヲ赤ニ書テ舟印トシテ家中ノ
侍ニ番組シ定メ家々ノ荷物次第ニ積出シテヨリ

方ハ退タリケル雜人小者評論セス盜奪ノ患ハ
ナク見事ニ見ケル

江ノ赤穂西地ノ騷逆是レノ年来ノ恩顧シ忘
シ妻子シ隣ニ見守ラシ惜行末ノ言シ思モアリ志
義シ忘シテ報讐ノ志シ起スモアリ憂ニ逢ニ人心翻
覆スル下恰モ轉運ノ如患難憂能志シ一
スル者稀ナリ況マ生死向ニスレシノ家老大石
内藏助細頭ニ奥野將監進退帝院ヲ身
存テシ願ニス七君ノメメ殉カノ志シ決シケル

一七君ノ讎吉良上野少殿於存生有之食俸
 祿之輩不報讎生前死後不可有面目受
 一為七君此城存枕可遂殉死事
 一無掇子細之身當城於罷出者各志之者某
 當城於死岳幸切腹可仕事

 有之ハ三音 今人 城 中 へ 寄 せ ぬ 死 々 あり 大 石 系 中 寄 々

〇多川月圓江戸使并戸田宋女殿舟方々
 使者之事

大石内裁助家中ノ士三百人、

 三百六十人 上 遠 師 徒 等
 除 二 三百 八 人 十 一

悉城中一呼集メ申ケルハ今度主君シ失コト偏ニ
 吉良上野少殿ノ故ナレバ讎ハ彼人ナリ 公儀對シ奉リ
 憤リスルハカラスト云元主君シヤミトト生害ヤセ故ナレバ城
 シ明腹ニ離散シテ何ノ面目ニテ青天白日シ見テ何地
 ニシテ多ク手取恩シ報セシ此城ニ枕トシテ殉死スル外
 又ハカス各如何ニ得ラント申渡シ此趣シ多川丸太右
 月圓治右衛門シハテ江戸ノ新ノ若御月升中江
 祭足ニシヒテ由宋女正殿へ可申達ノ由申合メリ
 多川月圓ノ兩使旅行シ急ケル所衝四日四日夜亥

過、江戶者ス御目付中、最早登下リ、新川
周ハ願書シ持参シ、廿一、廿二、右衛門、麻井又右衛門、西八
ノ家様
糟石勘左衛門、早川、宗八、渡ス各此ノ被見ニ早達
戸田、宋女正殿御家老中川、是、五、五、衛、方、案、内、是
五、五、衛、此、方、早、参、シ、廿、廿、廿、廿、廿、廿、口、上、書、相
渡、ス、五、五、日、朝、是、五、五、衛、方、西、使、参、シ、中、申
来、シ、廿、廿、表、右、衛、門、之、兩、使、是、五、五、衛、定、一、履、越
處、是、五、五、衛、及、御、近、習、番、頭、高、思、代、右、衛、門、以
被、仰、付、級、ハ、宋、女、正、思、寧、シ、赤、穗、者、凡、納、得、可
仕、或、是、非、御、目、付、中、一、可、申、上、以、上、御、尋、アリ、存
兩、使、中、八、行、ト、筋、ノ、立、候、御、意、モ、御、座、候、ハ、御、目
付、候、一、申、上、義、延、リ、仕、飛、帰、候、様、ト、申、付、候、何、分
ニ、モ、宋、女、正、様、御、書、并、見、仕、其、上、ニ、御、請、可、申、上
之、旨、申、付、御、書、并、見、仕、様、ト、テ、相、渡、シ、表、右、衛
門、九、太、右、衛、門、并、見、シ、奉、得、御、意、候、家、中、ノ
者、凡、一、可、申、間、由、御、請、仕、御、返、狀、請、取、テ、兩、使
ハ、赤、穗、一、帛、ナリ

○從赤穗兩御目付、差遣願之口上書

一今度内運頭無調法仕之御法式之通被
仰付候段奉畏候然共上野女殿御存生之
由兼傳候大候得當城離散仕何方一西之
可向様無御座候此段家中一同之存念之
御座候之舟色々教訓仕候得夫田舎者之
御座候得之兼引之仕候若離散仕而安心
可仕筋之御座候之各別儀之御座候奉
對上毛願御恨之向敷所存無御座候得
之各自滅可仕覺悟之御座候

一無掾子細之舟當城於罷出者各志之者當
地於荒岳寺切腹可仕事

○送米女正殿御返状之御文言

兼川丸左衛門月尾治右衛門以西使書付被差越
紙面之趣家中之面々無骨之至候御當地
不案内之故候内運日比奉重公儀勤仕之段
各存知之事候内運江家中奉公之勤者速
之号地引押無滞初渡候改奉重公儀内運
日來之存念之可相叶候間不及申候得夫追々

差圖之通被相守早速穩便被退候段
肝要之事候以旨家中之面々兼知候之可
有納得者也

追啓御書地誌令候面々江ハ從最初右之
通申談支候

四月五日 戸田宗女正御印判

淺野内近

家老中 耆頭中

用人中 目付中

惣家中

○從江戸家老申遣條々

今度多川丸左衛門月忠治右衛門以兩使家老
并家中存念委細宗女正様達 御耳候外御
書被成下且亦御口上被仰出候ハ内近殿見
上ニ御太切被思食御勤仕之儀之如行被
仰升候共毛願 上尙存念益之儀上思召候
然上ハ其所ニ相守無相違引渡可申儀内近
殿存念ニ毛相叶家中之侍共忠功子被思召候

御目付中江申上候儀御目付中御了簡之
難及定而可達上同候然大學殿御一門方
御考不可儀上思召候右之通候得者家中之
者納得可仕義子思召候皆之如何了簡仕儀或
之義分表右門丸左衛門治右衛門申候一段之被
入御念御意之趣奉長候右之段家中者
夫一申同候ハ得心可仕義子奉存候得片
其段ハ難計御座候御目付中様御當地
被成御座候ハ又存事一可申上候一凡先達
御立候事ハ候ハ早速罷帰年寄者始家中
之者夫可申同候由御請中上候事

一御目付中様一申上候事相止候様ハ御差
圖被遊候上申交御書付ハ御加ハ被遊被
下候様仕度奉存上申ハ成程号段尤ハ候
ハ此通被仰進候ハ御差圖被成候相
知申事ハ候ハ支ハ不及義ハ而可有之
卜甚五音衛申候事

一其五音衛申候ハ米十成證人御取御城

御渡被成候事、候一少之御越度之罷成
義之者無之候段々来女殿ヨリ被入御念
被申遣候段御用届無之上申事、有間
敷候由被申用候

己上

○四月六日從戶由采女正殿正木也号衛
美渡平右衛門为两使赤穗一被遣ノ
御墨付ノ文言

昨五日多川丸左衛門月尾迄右衛門两使到来
被申越紙面之趣家中之面々一節ニ主人之
存候段無余儀者相用候一尺端御當地ノ案
内故与存交尤先達而两使江如申合候奉重
公儀除城無滞相渡被退候儀内近日来
之存合相叶候可者本意候間猶又此旨可
被存候右为相述如此候也

猶以一類中江之被申越候趣相達申
談旨ニ而候己上

四月六日

戶由采女正御卯判

法野内通

家老中 番頭中

用人中 目付中

惣家中

○ 為御下知未種一差越被置

采女殿御家老一由權入備用

被遣御狀之文言

昨五日亦種從家中多川丸在備用月尾迄若
為兩使書付差越候付意趣者家中之

輩一筋主人少暮七御法式之儀存忘亦

榎城離散之儀歟之敷存候旨候此儀ハ

御當地不案内故一圖為存寄趣無余儀

交之候一其内通日來之存念奉重

公儀勤仕之交候一者城無滞相渡連

退候儀所要之旨右兩使江委細申合

遣候稱又為納得之進而以印形之書

而為申用候内通家中一相達此旨可相

許者也

四月六日

内田氏定御印判

内田権久津内殿

○從方々之使者

從戸田采女正殿使者

三月廿四日ヨリ四月上旬ニ

系先 戸田権久津内殿

同御下知之墨付持参

同書頭

植村七郎左衛門

同書頭

下知書付持参

戸田源兵衛

同物頭

自付中へ方々ニ
百是注進城川

板村重太夫

同使者

陸之遠近

里見孫次

從淡野之伏守殿

信三治任

三月廿四日着

持筒頭

徳永又右衛門

同

四月朔日夜着

内田孫右衛門

從杉原安房守殿

先手物頭

唐右衛門

山田孫六郎

三月廿五日着

同

三月五日着

太田七郎右衛門

同

吉田権六郎

同

有田市三馬五郎

同

珠島致十次衛門

為見届差遣使者

從松平安永守殿任

井上團右衛門

同

四月五日着

丹羽源兵衛

持前預

西川文右衛門

同方御家夫從法野甲斐

内藤傳九衛門

海野入五七

同從法野伊織

八木助石衛門

長束平内

同從上田主水重矩

那村清右衛門

末田定右衛門

徒凡 歩

○赤穂城騷動并諸士義不義品々之事
赤穂ノ家中騷動ト聞ケレハ近國ノ諸將各
手高シテ致カシケル松平伊豫守殿ヨリ領地境
出上ノ在所迄津田久源太六百余ニテ諸将平
讀波守殿ヨリ家老木久保主膳舟三拾艘ハ
カリテ諸人河波國ヨリ兵船ニ物頭ニ組來ル
丸亀雄略明石岡山河上モ舟ニテ諸人因幡國
ヨリモ領地ノ坪トシテ人数ヲ諸
如斯ニ近國と義城ノ沙汰ニケル在江戶

ノ侍元志ノ者ナキニアラカレ凡守并義右衛門
ニ制セシテ其志シ通セシ若多シ若内新糸
ノ侍奥田孫太史堀部安吉衛高田郡兵衛等
早速赤穂ノ馳舟ケル然レ先年聊ナリテ浪
人セシ周郵治木史大田清久并井筒治右衛
三人武具シテ并ニ鎧シ我ニ城門ニ立リ義城ノ
人数ニ加ラシテ欲ク内義ノ長其志シ感ストイ
ハ氏義城ノ許サリキ逆心ニアラサレハ浪人シテ
集ハカラサレ意得ナレバ如此意恩シ義ト忠

義ヲ專ラトスル者ノ一人、原保重、息ヲ受テ
身命ヲ惜ノ輩ハ家老大野九郎兵衛、父子シ初
トシテ重藏譜代ノ士凡其數ヲ知ラス、其内志アリ
者ナキニアレハカウカシ尺組頭ノ臆病ナシ近藤玉五等
其志シ隠シ其義ヲ掩テ大石ニ通セサラシム其上木野
九郎兵衛志シ大石ト一ニシテ同下知シテサハ謝モ
死シテ免ト欲スル者アリハカラス彼大野父子ノ臆病ノ
株梁ニシテ金銀財宝ニ迷ヒ身命ノ安堵ノミ
ヲ計ケル好生惡死ハ人情常ナシハ大野、從フ

者ハ余多ニシテ大石ニ同志トシテ死テ樂者ハ稀
ナリ組頭ニ奥野將監一人、遊部ハ二依々小丸
衛川、遊部由忠ハ衛川、足將頭ニ原宗右衛門、小
源五左衛門、遊部守其外給人遊習中小姓以下至
ル迄總五十余人ナリ時危見臣等世乱誠志臣
ト云ル信哉

- 堀部安兵衛 二百石
- 高田郡兵衛 二百石
- 奥田孫次 百五十石
- 村松喜兵衛 百石
- 同三之次 中小姓

右五人ハ江戸住リ早々馳付ル者也ナリ

・奥野將監 齋藤 吉田忠元衛門 二百石

・依奈小左衛門 二百石 河田傳兵衛 二百石

・近藤源四郎 二百石 小源五右衛門 二百石

・伏藤伊右衛門 二百石 原宗右衛門 二百石

・墨野金若衛門 二百石 同九十郎 郡屋住

・長沢六右衛門 二百石 稻川十右衛門 二百石

・間瀬久太夫 二百石 田中權右衛門 二百石

・渡部角兵衛 二百石 幸田兵元衛門 二百石

・里村伴右衛門 二百石 多葉太右衛門 二百石

・小野寺十右衛門 二百石 同 幸右衛門 郡屋住

・山上六右衛門 二百石 潮田又之丞 二百石

・近松勘六 二百石 矢野半六 二百石

・早水藤元衛門 百五十石 上場弥助 百五十石

・中村清元衛門 百石 橋本平兵衛 百石

・間喜兵衛 百石 同十次郎 百石

・中村勘助 百石 灰石藤兵衛 百石

・高谷儀兵衛 百石 仁平御右衛門 百石

菅谷半之丞 百五十石

榎戸新助 百石

千鳥三郎兵衛 百石

川田八郎兵衛 百石

神崎与五郎 横目

近習中小姓

忍場八十右衛門

大高源五

武林唯七

菅野三平

豊田八太夫

貝賀弥兵衛

勝田新兵衛

陰十宗兵衛

有橋八太夫

久下鐵右衛門

久頭長助

猪子源兵衛

三村三郎兵衛 臺前小後

都合五十二人 此墨墨後述者此丸丸又

右三百六十余人 内殉死者之血判誓言紙ヲ

以テ大石ニ同志スル者ナリ

大石内苑助城中ノ諸士一和セテシ、籠城ノ時、難
カランニシ計、急ニ重テ諸士ニ向テ申ケル、城ヲ
引渡ス、心算ナリトイハレ、異儀ニ及ル公儀へ
悼アリ、無下ニ相渡スモ、武道ニ背テ、其カニ参

えへし相共、殉死スヘシト云ヒケシハ同志ノ者共我ヲ
トラシト寧合カニ殊今日切腹ノ受血判テ可
申談トテ誓言紙ヲ定ケル内務助重テ申ケルハ
各同志ノ上ハ死ヲ急ヘキニアラフス死ニシテモ君ノ後
ナラサレハ異儀ナリ城ヲ相渡シ其後可申談時高
アラシトテ各退散シケリ矢頭長助カ子同右衛門七
行年十五歳ニシテ去春ヨリノ勤仕ナリ内務助
若年ノ者奇特ニ思ケル幾ノ年一月シカ經テ下
余リニ不便ニシテ申ケル其方イニ又弱年勤仕

ノ間モナキナレハ此列逃給フトテ不致ナリ有
ヘカラサレハイラサルモノト制シケルサレモ右衛門七並
ノ志アル者ニアラサレ更ニ用ス其弱年ニハ又ナ
ハシキ者ト思召候ヤサアラハ御先仕ラシテ腰ノ
眼ヲ抜ケル人々推トメサ思ハル上ハトテ列シ
ケリ如此ニ幼ヤク身ニシテサハ義不義ヲ辨ヘ生
死ノ境ニ迷イナレ然ルニ大野九郎兵衛ハ其ハ
身家老トシテ高禄ヲ受ケ年七情ヘキアラ
カレニ命ヲ情テ只營内務助短慮ユヘシトテ

臆病ヲ接スル者ヲ伴ヒテ之君ノ厚恩ヲ忘ル
一誠天道ニ背不忠人淺間敷ト云ナリ其外
輕キ者ハ奉ルニ足ナリユヘニ畧之申職ノ北軍
ト余人疏之後人其不戒乎古語曰前車
之覆ハ後車之戒ト云

安井彦右衛門ノ祖父ハ淺野ノ庶流ニテ原恩
ノ士ナリ其曾貝信女ニシテ臆病ナレト云々委正殿ノ
言ヲセテ無支ヲ好ミ忠義ヲ忘レ己一人不義臨ル
ノミナラス余多ク者ヲ引テ同ク不義ニ陷ラレム夫ノ
草蓑ノ夕々彼一ツヲ失フ一ト口惜

藤井又ハ衛門ハ其質可ナリ安井カタタ其善ヲ
掩ハレ軟弱ニシテ黙々花ヤ彼カ祖父ハ勲功莫大
ナリ淺野彈正長政淺野景祖其功ヲ愛ミテ息女
正長重ニ附人ノ隨一ナリレカ祖父ノ名ヲ隨ス一
自ラ耻ケルヤ大野カト昂兵衛ハ其質濁ニ矣
惡ナリ人ノ志ヲ掩ヒ士ノ義ヲ掠メ己カ身命
ヲ助リ行末ノ渡セヲノミ計リケレハ四月十三日

悉財宝ヲ取テ遁去ニトシテ父子夫婦悉ヒ退ケ
ルカ孫ノ幼女ヲ乳母ノ懷ニ寢タシハ乳母カ目醒サニ
テラ恐テ彼幼女ヲ捨置口花此幼女ヲ
イタリ賜預息郡右衛門及
家來皆別ニ遁去ケリ前代未聞ノ不臣ナリ天
罰ノ適ナキニヤ網アホレテ村ヘ入ヌ又大坂ノ漆ハ上カシハ
海上ニ漂泊スルテ三日余日又舟ヲ歸シテ龜山ニ至ル
本徳寺ノ僧侶彼カ不義ヲ思テ止カシハ是非ナク
此ヲ去テ何ヘ行ケルカ其先ヲ急ス大野カ武具并
財宝七十余箇赤穂ノ城下大津屋ノ右衛門カ家
預置郡右衛門カ財宝九十余箇木屋庄兵衛カ
家ニ預置其行跡ヲ懲サシメ封シテ印判シ
漫ニ渡ヌヘカラスト申付ル八月廿六日大野父子赤穂
東ノ近藤源八渡部喜ハ六衛ヲカメライ先
右衛門カ宅ニ至リ荷物ヲ請取ニトスサレ
共相渡ナシハサマクニ断ハリ其家ニ送ルセ
シカヒニシ伺ヒ刀箱ヲ用キ金子三百兩取出シ
夜ニミキレテ走行町人大勢追カケシカ怪レキ
駕籠ノ急アリ是ナラント田メケシハ大野父子ナリ

若異ハ錢ニ及ハ打殺セト口ニ罵リシレハ父子色ヲ
変レ身ヲ慄レ金子ヲ去ス金ヲ取返所ヘ引返シ
白昼斬中ヲ引渡シテ追ハナス人面歎心涙同
教ヲ斥ナリ

伊藤五右衛門外村源右衛門思林太左衛門
大野ニ与ル伊藤ハ信女ハ者外村ハ好曲者園林
至虫ハ陰濁ノ者ナリ人生百ニ耳ナリ尾遂泉下
飯ル嗚呼怯哉 困林ハ辛ノ三月
自害ス

八場惣右衛門建部善六近藤政右衛門多利右衛門
藤井秀四郎萩原兵六物等ハ或ハ任弱或頑愚
シテヒトヘ引込思案ノ者ナリ士タルノ名分ヲ
ウシテヒテ高工ノ營ニテカシマ、拙哉

多利右衛門月世治右衛門八尾城ノ使ヲ仕
損シテ面目ヲ失フ徒、貴俸禄ノ士ナリ
萩原兵六身儀凡衛門此兄弟力富ハ近因
一レニテ財宝調度不足ナレ彼等カ家ハ大筒ヲ
貯ヘリ今度暇政殿ノ發向ハ款ニ同意ノ一
十九ニ大筒ニ挾テ彼家ニ賣比士臣、本意

ナラニヤ諸士怒下甚々足輕共嗚り震り其処ヲ
責テ咲曰五日來テカ七岳寺參詣セハ彼
兄弟カ衣ヲ剥裸シテ御位牌ヲ行サセン
若モ臂張ハ刃物被忍アリ杖ヲ打殺サト云フラシ
自死辱シ取シテ何ハ世ガ雪ニア、口惜カナ

田中清兵衛大木弥右衛門近藤源八奥村
忠右衛門植村与右衛門早川宗久中澤近兵衛以等
大野安井属シテ専ニ不義シキ物ヲ植村ハ
奸佞私曲ノ者ナリシカ私曲ノ胸ニ逼テカ置
ヘキ処ナリシテ小舟ニ取乗テ何ヘカ遁去

24
中沢ハ邪欲ノ深キ者ナリ、亡君家中騒逆ノ時
シテ忠義ノ士ハ金銀ハ目ニモカケル、此時得々
リト思テ金銀ヲツカニ取テヒタスラ渡世ノ管
ノ心ト誠ニ不義ナルカチ其富貴幾ヤ保シ
近藤源八大野ニカシテ世ノ管ツ心トス此者カ父ハ
軍術長シテ武名ヲ天下ノ頭トス今父志ヲ純
スシテカヘツテ悪名ヲ天下ノ残ス不忠不孝
ルカチ臣ガ子タル者鑑ミカレヤ

其外ノ諸侍命シ情ノ輩ハ忠義ヲ志天命ヲ不畏
俸禄ヲ素餐食シテ世ノ營ヲ思者齒牙カク
ルニ不足ハ一々奉ルニ益ナシ
如此不臣ナル中ニ入ナシト云ヘカラス片岡源兵衛
儀貞ト昂足衛門ハ多身ノ恩顧化異ナリ
レシ忠義我心ヲ專トシテ籠城列モカハラス
誰ニ同心ト云フモナク吉良上野ノ殿ヲ七君
仇ナリ共ニ天ヲ載クヘカラストテ二人凡ニ江戸
ヘソ下リケル

○赤穂城渡并口々付大石志之文

四月中旬赤穂請取ノ衆中發白ト用ケレハ
内蔵少志ヲ回フストイハ氏公義ヲ重スル義之
君ノ心ナレハ未ダ正殿段々ノ下知ニ隨ヒ城ヲ
相渡シントテ城ノ東馬取峠映坂殿此ヨリ入
城ノ西猪池越木下殿此ヨリ兩山ノ坂ヲ手ケ道ヲ
清メ免甲川ニ舟シアツメ當日此ヨリ用ニ及サレ
中村川ニ橋ヲ繕ヒ一取峠ノ下ニ那智川アリ跡中村ヨリニハトナ
二免甲ト云ハ中村川
道筋ヲ正シ村々ヲ戒ム東ノ方一取峠へ路ハ陸村

ヨリ那波佐方ヲ過テ峠ヘカニ西ノ方猪池越ハ有
年村ヨリ直ニ山溪ヲ歷テ峠ヘカニ其村々ハ池内村
陸村那佐浦佐方村高野村坂越浦野中南中村
北中村又北ノ方東村ヨリ横尾村原村有年村大
津村新田垣屋村此道ヲ或ハ中村越浦ノ漁ノ村
ニ割法ヲ固シ城下ノ市廓ニ火難諍論ヲ戒ム亡
君ノ在カ如ク土民ノ作法ヲ正シ城内ノ屋敷々々ヲ
掃除シテ上使ノ來臨ヲ待タリケル

同十八日 上使到着ニ付テ大石内蔵助奉^レ上命ヲ

兼テ城地ヲ差上向 上使申述其趣

同十九日 已刻
博川内
イサ川内
川内

形違ふる候
是日正使召見
候

在在之候
服侍法
是亦亦信可
候

26

内通頭今度無調法仕候依之御或法之通被
御付候段家中之者共奉畏候松平安藤守
殿^ニ由末女正殿ヨリ段々御下知兼知仕候然共
大守安否之処家中之者今以落着不仕心
底ニ差合罷在候故彈正以來 権現様ヨリ
御取立之家筋ニ御座候ハ大守一度被
遊御教免罷出御奉公相勤候而弥家中
之者安心仕候様ニ偏ニ奉願候

御目付中各免角ノ御挨拶モナク御座候内蔵助
重テ申上ル先尅モ申上候通今以家中ノ者共
安心不仕候間召被下候様ニト申上ル迄
石原新九衛門殿申サレハ内蔵助存念家中
ノ者心底無余義存候由御取合候ハ御目付
中被仰ハ委細集届候此段罷下可申上之由
被仰其ヨリ各旅宿ハ御飯アツテ後御目付中
ヨリトテ内蔵助ヲ呼セラレ今日城中ニテ被申
願集届候旦亦城内ノ掃除念入被申付諸

夏ノ仕方并帳面等無類ノ事共感入候右之
段々今曉毛脚ヲ以言上候ノ旨被仰聞サテ
家中ノ者共退教候ハ先々居所望次第ニ御
證文ヲ御目付ヨリ可被下候江戸ハ罷下候ハ
女手取等迄可被下候當地住居ノ望候ハ
是亦願可被申旨被仰渡

27
既ニ城ヲ引渡シ皆方々へ離散スル大石内蔵助與
將監ハ大字殿家系ヲ見テ殉死スヘシト定ケル先

京邊へリ引退ケルハヤ誰判スル者モアラサレテ
赤穂兩地ノ士義ヲ專ニスル者モ大石ニ同心セント
追々志ヲ通シテ連判スル者六十余人ニ及テ
凡百數十人之者共殉死ノ時節ヲ待テテ居タリ
ケル追テ連判ノ人数ノ内始終不変者記之餘畧之

磯貝十郎左衛門

片岡源五右衛門

大石瀨左衛門

同瀨孫九郎

富我助右衛門

赤羽源藏

矢四五郎右衛門

茅野和介

横川勘平

枚野十平次

木村是右衛門

前原伊助

倉橋傳介

同新六

不破教右衛門

是兩人ハ浪人ナレバ此度加也

○赤穂浪人傳物語并内同変

夫切ヲ貪リ効ヲ急ハ凡情ノ常ニテ世上人口サカ
シケレハ赤穂ノ浪人モハイカナ意得ニヤ七君ノ仇ト

同ク青天ヲ戴キ身命ヲ惜ト世上ノ批判區々ナリ
況ヤ傍輩ノ内臆ニ病ヲカケル者ハ己カ怒ヲ掩ニタメニ
志アル者ヲ誘テ忠告モ口ニテハナルモノニテ時ニ臨テ
金銀モ腐ルモノヤト嘆ヒケル四方ノ衆口一同ニテ
甲斐ナキヤウニリ云ナシケル各天性ノ義理ヲ具スル
人ナレハ志アル者ナキニアラス内蔵助ハ智謀ニ深キモノ
ナレハ自ら懦者ノマ子ヲナシ不行義ノコソノミ好
遊真ニ身ヲ妾子親類縁坐ニ疎ク不義ノ事
ノミナレハ七君ヲ慕ヒ舊恩ヲ思忠義ノ志ナトハ

中々思ヒモヨラス体ニ見ヘケレハ聞シニ違フ人ヤ大石ノ
輕ハハリヌキ哉ト申ケル上枚殿ヨリ彼カ心ヲ伺ハシ
為ニ上京スル間者見聞アリノマニ申遣ス故ニ
世上凡シシナヘテ彼者凡ハ一旦ノ交ニテ絶テ志ハアル
ニシキヤウニアリケレハ上野外殿屋敷モ用心怠リ門ノ
出入春ノ比ヨリユルカセニシテ初ハ家中ヘノ通用僧侶
男女ニヨラス改キヒシク一通ノ狀モ門ニテ取次他ノ者
トテハ一切入スニシテフリ賣ノ商人ナトハ思ヒモヨラス尾
イットナクユルカセニシテ赤穂ノ浪人ニ賣人ト成テ

美人トナリ出ハスルヲ知人ナカリケル家来少者ニ
ナジミ寄テ案内様子ヲ伺ケル

内藏助書ハ京極中斐守殿家老石末源五兵衛
娘ナリ三子アリ内藏介志ノ堅固ナラサレリ
憤リケルニヤ娘ヲ返スヘキ由申遣ス内藏介願起ノ
幸ナルニヤ故ナリ返シテ返答ニ委細ハ追テ可申入
ト申残セリ

父内藏介妻備前ノ池田主水姉ニシテ今内藏介
實母ナリ兄權内早世シテ内藏介相續ス故ニ池田

氏ハ母方ノ一族ナリ父内藏介弟頼母ハ故内直殿
娘ヲ遣ナレ別ニ御取立ナリ是ハ淺野重茂守殿
左兵衛殿トハ従弟ナリ是へ不通ナリ其方一類
へ大方不通ナリ内藏介方ヨリ不義ヲ言カケテヤ
何レモ思ヘルハ内藏介ハ去若ラ七テ心遣ヒケルヤ昔ニ
カカリタルト不審アリケルトナリ

前原伊介ハ切賣トナリテ相生町ニ任ス神崎子中島ハ
中島兵衛ト名ヲ改メテ扇子賣リ又密科ヲ
賣ル吉田忠兵衛門モ小春屋清兵衛ト改メ

日後... 松平左衛門督... 其の境... 其の境... 其の境...

賞買入凡奥田孫木支父子ハ伽羅油賣ト十九具外

皆賞入ニ変ニテ江戸ノ町中端々ニ隠レ居テ時

節リ侍ケルヤ

○赤松城騒動ニ付隣国ヨリ人数拾沙免

目列多ク乃城直松平伯耆守ヲ擧列ル名松平若狭守(真的) 同前浪中江中若狭守

○佐藤橋山 松平信子(三十五) 佐藤(三十五) 佐藤(三十五) 佐藤(三十五)

○松平大石知形既出上ノ事ト出仕 日向十郎(主膳)

○松平彦右衛門 兵船三百艘 大久保主税

○松平彦左衛門 兵船數百艘 惣以二組

○松平彦右衛門 京極殿(五) 松平彦右衛門(五) 松平彦右衛門(五)

大石此處と人殺り也

○同志盟約違変付横川故郷江申残條ニ変

元禄十五年壬午七月十日淺野内面殿身大守殿

ヲ松平安執守殿(御預被)仰出付

同十九日藝州廣嶋江殺足

御奥方及家來女童子下女下部迄引連

自余御預ケニ異ルナリ

大石内藏今ヲ初トシテ殉死ノ志アル者百十餘

人大學子殿出世ヲ侍テ有ケルカハ是迄ト思立

奥野將監以下六十餘人進退果ナリ

其

志ヲ違ヘリ頼虚ナル者其心必滯大守殿重テ
出セアララシト浮説ヲ信シテ相豫スルモノナリ
奥野將監初山城半左衛門カ武功ヲ貴テ
祖父ノ名ヲ墮サシト無ニテ志ニ見ケルカ志氣
衰テ進退ニ迷ヒテ盟ニ違

川村傳兵衛佐藤伊右衛門稻川十右衛門等
ハ忠義ヲ專トシテ金石ノ志ナリケルカ忽チ折テ
其約ヲ変スル初アララスト云リナシ能終アル事
希ナク進テ速ナル者退テ速ナリト云信ナルナ

小山源五右衛門近藤源四郎ハ大石縁アル者ニ
死シ同フスヘキ者ナル如何思ケルカ不審ナリ
近藤カ曰何レモノ必死ハ餓死ヲ嫌テ忠死ヲ
シスト云々サアラハ近藤ハ忠死ヲ惡テ餓死ヲ
好ヤ地出一寸其大ヲ知ル言出テ一言其心ヲ
知ル情哉過矣

盟違フ面々ハ

組手石 奥野將監 足板石四首石 川村傳兵衛

早夜石
之百石 小山源五右衛門 四首石 近藤源四郎

佐藤伊右衛門目人 稻川十郎右衛門

依々小九衛門 同息三九衛門

田中權右衛門組付 高田郡兵衛

多麻太右衛門組付 根之新助

豊田八太組付 山上安九衛門

上嶋弥助郡守 桑田与三九衛門

仁平郷右衛門郡守 高谷儀九衛門

陰山宗兵衛郡守 渡辺角兵衛

同息依々右衛門郡守 川田八兵衛

猪子理兵衛郡守 同 兵右衛門

久下織右衛門 長次六郎九衛門

同息茂右衛門郡守 里村伴右衛門

梶半九衛門 近藤新五郎

田中廣右衛門 松本新五右衛門

田中六郎九衛門 同 代右衛門

酒寄作右衛門 三輪喜兵衛

同息孫九郎 前野新藏

木村孫右衛門 橋本次郎兵衛

足輕乃
下居之

大塚藤兵衛

生瀬十九衛門

大田三右衛門

近松貞六

粕谷勘九郎

井口忠兵衛

榎浦順九郎

園本治兵衛

同息喜八郎

多川九九衛門

月野治左衛門

高久長右衛門

大石孫四郎

川村太右衛門

小山弥六

塩谷武兵衛

出羽利九衛門

峯善左衛門

井口半藏

木村傳九衛門

矢野半平

小山田庄右衛門

谷務八右衛門

粕谷五右衛門

小幡弥九衛門

中田利平次

中村清九衛門

鈴木田重八

田中貞四郎

毛利小平次

此外足輕矢野伊助大石カ家來瀬尾孫九郎
毛五退十リ志深カリ菅野三平正月
十四日ニ殉死ニ橋本半左衛門ハ自殺ス矢頭長次

右衛門 父 困野親人 金右衛門 兩人病死 子甚少

父ノ名ニ因テ金右衛門ト改

不破教右衛門 同新六ハ故アツテ先年浪人
舊恩ヲ慕ヒ己カ過ヲ悔テ同志スル節
義之士ナリ 始終金銃ノ志ヲ不変者ハ右
内藏カヲ初トシテ足輕寺坂 金右衛門ニ至
迄唯四十七人ナリ

○ 横川勘平故知ノ状之写

一 業致啓上候其後者打絶御尤右ニ不兼朝
暮御床敷候時分柄寒ノ氣甚敷候貴
様御家内様方弥御堅固ニ御暮ニ被成候
哉兼度存候和モ七月下旬ヨリ當表一
罪越只今迄無恙四能存候其元滞留三
内ハ諸事御厚情不淺泰存候拙者共存
念之爰寂早一筋ニ相搔死モ近々ト相覚
候於此世ハ此書中限之御暇カニ四能成候而
別而御名残多存候目比加様之蒿ニ及候

一人三勝木石之様ニテサレ勇士ソカシト自慢ニ
存候ヘシカ不日命ニ迫リ候テ其御地皆様
十トノ御支思ヒ出例ヨリハ御名残惜存候
然シテ故後武士之常ニテ候於寂期之働
ハ唐林噲筑紫ノ八郎殿ニモオサレク芳リ
申ニシクト兼而覚悟之支候間適所討
死可仕ト御察可被下候委細得御意度
存候ヘテ死出之旅一筋ニ急ク身ニテ候ハ
心モ何トヤラシ忙敷候テ乍颯如此御座候

筆未ニ候ヘテ御内室様へ可然様ニ御心
得可被下候奉次候隨而宿所親共
事可然御引廻シ偏奉頼候此度之礼
アラク懸御目申候御十クサニ可被成候

心死一連

大内藏助

原宗右衛門

同次右衛門

同孫九郎

同主税

吉田忠左衛門

同瀬久左衛門

小野寺十内

同幸右衛門

田中貞四郎

儀具十郎左衛門

早水藤九郎門

同喜兵衛

同十次郎

同新六

千馬三郎兵衛

富森助右衛門

潮田又之丞

近松勘六

菅谷半之丞

大石瀨九郎門

中村勘次

赤羽源藏

矢田五郎左衛門

真田兵九郎門

同小四郎

小山田左右衛門

堀部安兵衛

同弥兵衛

此者大丈丈者三三七月上旬赤穂迄四能越同
志之者共語三七八月可討果覺悟極々名者也

大高源五

勝田新九郎門

因嶋八右衛門

矢頭右衛門七

貝賀弥九郎門

武林唯七

板野十平次

村松喜兵衛

同三太丈

倉橋傳介

毛利小平次

岡野金右衛門

芦野和助

木村岡右衛門

矢田伊助

三村次郎右衛門

吉右衛門

加東郡足輕
名字矢念

瀬尾孫九衛門

大石家來

前原伊助

神崎与五郎

此兩人高人ニ身ヲマツシ敵ノ屋敷ニ度々
忍入様子ヲ伺ヒ候者也尤内藏助差圖也
今度ニ兩人ノ言用

欠落之爰ニ註ス

中村清九衛門

鈴木田重八

中田利平次

此三人江戸迄一所ニ罷越之爰之ニテ取沙汰惡ニ
キ由ヲ聞色ヲ亦及シ太ニ驚キ利平次八十一月
廿日ニ清九衛門重八同十九日夜ニ入欠落

小山田庄九衛門

此者去二日小袖金子ヲ盗取欠落ス今日迄
丈丈ニ見ユ者ノ分ハ拙者氏ニ五十人ナリ

田中貞四郎歿ス

去年夏、龜城ノ覺悟之節、臆病ヲ勸悔
先非テ、大學殿善惡ヲ伺ヒテ、便ヲ致シ、内藏
方、伺公シテ、首ヲ下ラシキヲ、東右同志之人數
ニ入、又今度、首尾ニ驚キ、早速、逃大臆病
者ヲ、爰ニ註ス

粕谷勘九郎衛門

井口忠兵衛

松浦源九郎衛門

此者、愚キマツ也、當春討テ、捨申答ニテ、御座

候、起ニ他ノ障ヲ、氣毒ニ存、道置候ニ、殘念
若此、今後此者、凡御會被成候ハ、加様ニ申、先
由御申、聞可被下候

多川九左衛門

酒寄作右衛門

木村孫右衛門

田中六郎右衛門

松本新五郎衛門

橋本次兵衛

井口半藏

太田三高右衛門

大塚藤兵衛

生瀬十九郎衛門

三輪喜兵衛

田中代右衛門

前野新菴

去年必死之人數之内

田中廣右衛門

里村伴右衛門

近務新五

梶半左衛門

此内京都返出ル者多手中ニ太田三喜右衛門
生瀬十左衛門八京都返不日ニ罷越右之邊
ヲ聞届身振シテ逃皈ル由爰元ニテ内蔵分
物語ニテ兼候一咲々之是ハ輕キ者ノ爰ニテ候
ハ筆ニモ詞ニモ不及者爰ニ註ス

奥野將監

川村傳兵衛

小山源五左衛門

近藤源四郎

此四人臆病不及評取分傳兵衛候忍シテ
見ユル候止

矢野半平

此者ハ逃ル上ニ大石家拂物代金三十兩盜取
京都ニ小路隠ス前代未同哉

因本次郎右衛門

同喜八郎

此者先度返ハ金鉢ノ様ニ申候ニ誠際ニヒ

ツハス申候

佐々小丸衛門

同三丸衛門

此者先日返色能見候へシカ赤穂ノ守護御
付シ岡付奉之ノ望出候トテハツシ申候由御
召拘候ハ能仕置可仕主人ノ御為歎止々々

長次六郎右衛門

此者大臆病不及評

上嶋弥助

田中權右衛門

幸田与三右衛門

稻川十郎右衛門

榎戸新助

山上安右衛門

仁平郷右衛門

高谷儀丸衛門

豊田八太夫

多勢太島丸衛門

此者大臆病至極ナリ

各勢八島右衛門

此者後御存之通松由緒有之候至極ノ事ニ
成リ命惜ニ今至リ悪名ヲ取り候一家ノ
面目アラス氣毒存候御察可被下候

陰山宗兵衛

渡辺角兵衛

川田八兵衛

久下織右衛門

猪子利兵衛

同 兵右衛門

佐藤伊右衛門

此者共去其返色能候へシカ誠ノキワニ成ヒツル
申候比真哉

原宗右衛門養子兵太夫

先月大坂ニテ欠落ス此際ニテリ艱父ヲ捨テ逃
候段比真ニテ天命如何人ノ身ノ上ナカラモ
氣毒

右之通委細申入度候へ此高ニテ忙敷
皆之様一御暇乞モ申度候故狀教多相
認メ候ニ付不能一二候恐惶謹言

十二月日

横川勘平

宗利判

三原屋

長九郎様

七左衛門様

右之通委細申入度候へ此高ニテ忙敷
皆之様一御暇乞モ申度候故狀教多相
認メ候ニ付不能一二候恐惶謹言

○忠義之士名残存小野寺妻和歌

古ノ人言ル一テリ人死アラサル一テシ死或泰山ヨリ
重ク鴻毛ヨリ軽シト忠義ニ志ス者死ヲ鴻毛ノ
軽キニ樂ミ義ヲ泰山ノ重ニ荷テ名ニアラフ漢
明石ノ月ヲ見残シ武蔵野ノ草ヨリ草ニ
入新ヲ今年限リニ詠明ニ木々ノ梢ノ紅
葉スル比袖ニ時雨ニ来ル春ノ花ヲ待ス名
残ヲ故郷ニ松ノ千年ヲ迎ヘテ若木ノ栄ヲ
祈ル親祖父又ハ相馴ニ妻マ子共ハ一人傳

義士志ノ程コソ思ヤスレシ武士ノ身程ハカナキ

モノハナシト云ハ巨蜉蝣ノ夕人ヲ待復ノ蝸春秋ヲ
知ラサレモアルソカシ命ノ在所ハ義ノ存スル所
ニシテ只ハ義ノ一ニ安セシユソ誠ノ道トヤセシ其
重スル所生ヨリ太シキモノアリ若此ヲ捨ハ壽
得不死富保天下ハ已カ神明ニナトカ耻シカ
ラサラレサレハ壽モ念負ル所ニアラス富モ欲
スル処ニアラス去就生死只義トハ從ハレ然レ
片骨肉親戚同胞舊知懐ニ忘ル一アタス

勤心傷情シムハ大丈まモ心ヘカラサル処ニシテ
人情ノ止ムアタハサルヲサカニ木石ニ均シカ
ラサル故ナリ若其松スル処ニ蔽ハシ其好怨
陷テ彼重スヘキモノヲ失ハハ禽獸ト歸リ同
テ何ノ世ニカ神明ニ向テ其罪ヲ謝セシニ百教
十人ノ倡ニ因テ神明ノ光曜ヲカケ死ヲ鴻毛
ノ輕キニ樂テ義ヲ泰山ノ重ニ存スニコトニ頼
毋敷カナ

九月、采小野寺十内京都ヨリ大石主祐ヲ伴

江戶へ下ケル箱根山ニテ知人ノ上京スルニ逢テ
京ニ残置妻女ハ状ヲ遣シケル妻ノニカヨリ返夏
ニ詠テ越ケル

筆ねわやえふはよ涙ハ可雨きて
いひのこをよるの葉はぬ

十内返

のれにわたりてのひねをよるに
ねの重ハ意一きそのひ

村^紅喜^紅兵衛ハ医^紅業ヲナシテ名ヲ隆^紅圓ト改
メケル日此語ニ及^紅方ハ老ノ身ニテハかくシキ
アルコトクシテ息^紅夫カ存念ニ任テ如此トテ
残置狀ノ内ニ

命^紅カモのえぬひのりと冬^紅けけ
中^紅原^紅もあとのくれん

前^紅原伊助播^紅カ小^紅野ト云所ニ妹ノアリケル暇
乞ニ狀ヲ遣ストテ人ニ頼ミ置ケルカ此一首モ封
入レ遣^紅玉ハトテ本所何某方ニ差置ケル短冊

海^紅原^紅のりもあふぬのれぬ
るもそのわやりの際ぬれ

○内藏助淺野殿後室訪支

内^紅近^紅殿御^紅眞^紅方^紅淺^紅野^紅式^紅部^紅殿御^紅妹^紅ナレ此ニ
寡^紅居^紅シテ御^紅座^紅ス大^紅石^紅内^紅藏^紅今^紅御^紅機^紅嫌^紅伺
トシテ罷^紅越^紅申^紅入^紅ハ近^紅々^紅遠^紅國^紅ハ罷^紅越^紅候
五^紅三^紅年^紅モ逗^紅留^紅仕^紅ヘシアラハ御^紅機^紅嫌^紅伺
申^紅コシク候^紅間^紅御^紅暇^紅乞^紅心^紅忝^紅上^紅仕^紅候^紅申^紅入^紅ケ

久シク御逢不被成間可能通トテ御目見
仕暫昔ノ支氏御物語申上罷能出附屬
ノ士一向に申ケルハ重テ書物ノ如クナルモノ
可差上各封ヲ切ラセラレ御内見アラレ御
披見ニ入ラシ玉ハリ候ト申ケル此者存スルハ
御慰心ニ歌書ナトニテモ被差上トテラント思
ケレハ何時ニテモ差越サルヘシト領掌ス然
ルニ十五日朝上野介殿へ夜討アルト沙汰モ
ナキ内ニ一封ヲ遣ヒケル約束ノ通封ヲ切テ

同ケハ赤穂離散ノ時金子七千兩ヲ携ル
去レリ其人金ヲ浪人衆へ合力仕又用要ニ
遣ヒケル委細ノ帳面ナリ残金何程尙
某方ヨリ可差上ト申残セリ

○夜討内討付堀部夢想之支

十一月末ヨリ同志ヲ者ハ思々ニ用意シテ居処ヲ
仕舞フキヨリくハカタニリケル

上野介殿居屋敷ハ本所廻向院ノ東隣北
方土屋主税殿本多孫太即下屋敷東南

折廻西ニニ方角表門東ニアリ前南ハ身居九葉
殿牧野長門殿裏門西ニアリ前南ハ所屋ナリ
折廻北ニ平長屋ツ、キ西門北ニ早北シ上野分殿
ハ上枚殿白銀原ノ屋敷ニ五六七日居宿ニ
居屋敷ニ五六日モ栖レケレハ在宅ノ程計リ
難シ上野分殿近來茶會ニ耽リ去比京都
ヨリ下向スル茶湯者ト切々會合アリケル
ヲ知テ大高原五兼テ此支ニ切者ナレハ彼茶
湯者ト會合ス十二月六日十四日此兩日上野分
在宅ニテ茶會ノアルヲ知テ用意ヲ催シ
ケル弥彼日限ヲ計ント思ヒケルニマ源五カ方
彼茶湯者ヲ招キケル十四日是非忝ラシ候
ト申遣シケルカ此日大友内江守殿ヲ上野分
殿ハ招ル、茶會ノ堅約ナレハ様々ノ断アリ
サアラハ十五日ニテモト約束シテ十四日ノ在宅
ノヲヲ弥々シカニ計リ知テヒタクト人教ヲ揃
ケル

十二月切々雪アリ十三日早朝ヨリノ雪ニテ

寒氣甚シケレハ明夜ノ勸積ニ足場
シテ氣遣嚴寒ノ烈キニ指ヲ隨ヒ勇猛ノ心
頻ニ進ルキ足ノ涸ヤイカテラント各案ニ
ケル十三日夜堀部弥兵衛夢ニ

雪晴々々々々々々々々々々々々々々

ト云夢想ヲ得タリ堀部七十六ハ三ツ武
道ニカシユケレテ歌道ニ疎ク當世玩フ前々
舟冠附ニテモ思ヒモヨラヌ一ノルニカハル奇
特ノカハル一偏ニ天道ノ御告ナリト各感

後ニ喜ヒ勇カテ支度ヲソ仕タリケル十四日ノ
早朝泉岳寺ニ至リ亡君ノ廟所ニ詣リ
相圖約束ヲ組テ配ノ内試ヲメ今夜セツ
ニ本所茶屋一合へ一月夜ナレテ家内ハ
暗カラシ繼松ハ出火ノ氣遣アリ若モ同士討
ナトアラハ見苦キヲナリ勝負ハ夜明テ明日
ニ決スヘシ明六ツ前ニ取カクヘシト云合ケル也
一尺勇ニ進ム義士ナレハ各先ヲ心カケ夜
半ニ約束場処ハツアツニリケレ

○泉兵寺之口上

十四日之早天淺野内道殿家來大石内藏
ヲ初テ四十余人泉兵寺へ参詣致思僧ニ
白被申候ハ我等共御當地ニ罷能在候テモ
諸色高直殊ニ浪人ニテ及難儀候ハ居住
成兼申候故迫々思々他國田舎引籠
可申候就夫各申合今日暇々ニ参詣社
候ハ相互ニ何又逢可申モ難計候ハ
是ニテ緩々ト語各残情申度候懸合

御夜月御振舞被下候ハ由ニテ白銀^ニ枚^ニ枚^ニ
被出寢^コヒ^ニク^ツロ^キ可申候間茶^ニ望^ニ
候ハ從是可申入候御カニ有同敷トテ
座敷之戸ヲ立廻^ニ物語シテ昼時ニ歸
被申候

已上

○餽飢屋十兵衛口上

十四日昼七ツ時分松迫付之内道殿浪人
堀部^并兵衛^与申仁被参^ソハキリ給被申

被申候ハ二三日巳前ニ店ヲ返シ今ハハマ宿
ナシニ成テ^{如何様之度ニテ}ウ^店ノ^上キ^{相尋申候}リ^ハ食^{打過候}麦^{トシテ}
私申候ハ^且那^大宮^大学^ハ女^御殿^御殿^御
願ニ成申候ハ頼モ無之其上米モ高直ニテ
キガミクハコラブシニテ中^ノ渡^世難^成候^念此
者共申合明朝赤穂^ノ歸^リ如何様ニテ渡
世可致ト思申候就夫昼^ハ氷^解テ^道意^ニ
敷候^ヨ夜^中道^之ハ^カ取^候様^ニ夜^九ツ^祭
足可申候^ヨウ^トニ^六七^十人^前用^意ヲ^頼ニ
金子ニ兩給リ候^舟致^用意^差置^候而
相待候處ニ九ツ前ニ皆々被^忝ウ^トシ^ソハ^キリ
酒給^ハ被^申其^内松^タバ^コ盆^ヲ指^出シ^候ハ
家業ハウ^トシ^計款^ト被^申候^間ウ^トシ^モ賣^身シ
不申候故誹^謔之^取次^ナト^仕候^由申^候
浪人衆之内被^申ハ^面白^麦冠^款前^ウ
款^ト被^尋候^冠ハ^明日^切ニ^テナ^ンソ^ノト^申
冠^ト申^候ハ^サア^ラハ^付テ^立ト^テ

めいれとの名もさるる事入ら

寂早道具着へし命モアラハ又付ケモヤロシト
テ云被申候

已上

○内試約束六ヶ條

- 一 二寸程ツ竹笛ニ細キ糸ヲ付人々ノ襟ニ結付誰ニテモ上野今殿ヲ討者此笛ヲ吹可申支
- 一 左腰に入唐名を名く姓ノ穂首 長弦結と

ヤツト支

- 一 山之洞川之谷々支
- 一 布之小袋ニ袋ニ葉と入息切の紙中物々支
- 一 白布面々兩袖ニ縫付味舌相下ニ付支
- 一 三人宛言合働々支

已上

略攻るる人の怪しきと憚ら火消のそく、出立
ケリ様三丁斧柄さうらうらる榎の木等と荷
ひ裡長刀一処の肉とん挫ぐ穂えに水籠ヲひ
て北侍と又希前系伊能を伴う商人と如て

彼屋敷に出入りし進言を彼二人と書内書と

しして東西一づつ二子あり押寄ん

○或後三より五を返す毎回格と集んぬるを踏切のわやしと云ふこと
すは後三より五の返すに於て長しなりと云ふこと

○連袂舞相調帝に々々同し舞羽舞士十人組と云ふ二十人組と云
里石に立正より居たりと日月名姓の押寄申す御書は
少少り思し系鞋ヲ司く之々系名々々云々

○此後三より五を返す毎回格と集んぬるを踏切のわやしと云ふこと
押寄ん

○初巻より中巻毎一巻次々伊人二巻為り十巻と云ふ事と云ふ

○帯封之出立 兼夜封之度

摺出板金入々鎌馬也九枚割々御倉小半ヲ
こし膳膚と云ふ黒小袖、紅表袖、上白、白布
の腰帯白練のこまき、傘振々袖符、若性名と
舞し月代と刺之乱髪に長靴の中世家あり
後巻の股川とし三人組、細合也若坊及也と
お山の川と合詞と定ぬ守子多の相違と云ふ
若ハハ半斗と上巻今九の表つ東西一づつ揚と
しけ巻と系鞋と上巻名もこまき怪と云ふ性名
刀と云ふしやまらる月夜合謀と出し右留のこ
に合とんと二三人斗と云ふ合と云ふ事と云ふ

有りし事と内を大響に取らるるといひ周章
さりとて屋子上より半弓と云ふは川を射
ててハ当教くに坐して隔く有るは是れ也
老屋と云然門裏人と知れしけや楹と云て
門の裏の本少部と云てん有りて其の首を走入
御神門迄の事主ノ御と報せん事寄ると
有る人有りは是ハ名家かといふ事多し此合
あつ一同子礼入上其れ中も上と下へと誤
却して小座く下馳せんと云事にはくは此の極
是と稱して待之る苗事の侍亦是こと走り先
大座に抱けり年十五歳とありはるる忘書人自

徳道と云響の正有しよりして放矢ノ壁ニ三枚
射通し其事には響の辟易し其言に如去と追
けけ追れ追廻し教く切立に甲余の大男妙
有り返答を働なるを和如六一文字如やて
まじく切立ハ付りて追行とわづりぬはく
追々る物大業内と石如を足りてに馳て泉
水如るるるる如る者も如とんてて走り
其事と云て返サハ如六と云れぬ武輝の強
如んたる又み十斗の男と云て追返すれ
溝堀に倒れぬと接ぬ有りて如る事と云
切して服の玉かけ等て是れと云事も小抄年ハ

と云ル三十斗の男御粥の進者といひ、あまふ
まは上杉なり、上杉に附られ、杉、藤、小原
を、つら、は、と、因、り、ら、れ、い、ち、ん、と、い、ひ、ら、ら、に、あ、り
の、ま、ら、下、知、し、て、退、者、ハ、を、候、り、し、て、女、童、ア、小、者
か、ま、と、助、け、よ、と、喚、ん、声、と、あ、り、小、者、の、あ、り、女、給、入
小、原、に、と、走、り、上、彼、此、と、渡、合、さ、し、し、く、働、き、先
方、塔、に、た、巻、し、給、り、亦、も、肩、を、遊、女、倒、し、又、内、の、因、と
知、れ、ハ、却、か、え、ん、と、あ、り、大、石、に、板、を、う、塔、と、あ、り、内、に
し、し、と、常、進、し、ま、る、者、も、ま、ま、の、一、ノ、と、井、破、り、た
あ、り、乱、入、以、ち、之、の、尖、て、中、に、移、り、し、て、あ、り、は、し、り、の、と
く、あ、り、し、ら、れ、堀、越、と、し、り、壁、一、る、に、二、ノ、あ、り、三、ノ

不、以、し、指、し、ま、る、者、を、あ、り、し、て、四、ノ、ハ、物、を、
廻、り、廿、斗、の、若、男、長、口、と、杖、を、分、さ、し、し、り、と、あ、り、
と、い、ち、是、を、た、ま、あ、り、し、と、武、林、出、七、立、白、ん、二、斗
三、斗、ハ、合、せ、ら、る、り、彼、若、男、の、肩、を、ら、ん、切、身、に、ま、る、長
口、と、捨、て、あ、り、と、あ、り、と、肩、を、ら、ん、切、え、ら、る、り、と、あ、り、し、
ル、後、に、扱、し、六、十、余、の、大、男、け、け、隅、り、先、門、に、若、男、ハ
血、延、ら、り、堀、部、を、清、き、者、と、渡、合、は、男、ハ、足、量、持、し
打、物、の、進、者、と、あ、り、し、て、一、足、と、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
と、あ、り、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
あ、り、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
倒、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、

寄し小室の目として死に極まる者も命限りの
度へ上中分元言王に倭をえしれどもあつた事を感
討し或はも負又ハ追殺に血隠しのこにしてあ
ど一人あつても討むるを念ふ事おん如に北隣
土屋に候るも若も辨と越すも又と出火わんつと
言挑灯と揚上巨粒殿とつと矢打違へ大變の事
して即しあきらむハ助年ん神えんへん小室十日原
宗室の片岡源又方屋の上分を智と叫り先海神に
近所お身主、佛と報えんし内將あえへるはさる包
そまへに何の遺恨あるまはハ御脚をえはあくぬ敵は
あはれ母捨かりんようし 出火の事と能中行ゆと

身主トケレハ主悦殿ととりとや思ハレケレ只極便ニ振え

○上中分元言王 并 寄年 退に 度

上中分元言王候し内えううとてる侍も人捕て刀脇持
に奪ひに會得くハ寢るに案内也とをえハ會を悟
こつとんへそ形灯と提てえまて形をん押ゆめさく
あつとひ二枚とすうのわしとわう様とわつしと
あわう戸と踏破て門えらた寢席と残りて人違
刀とを俣刀掛りもより大石ぬらら寢席と探見て
暖むらそをくもあしとほく斗喚う彼案内者と寝
燭と出さるもくにも燭と燃し連北彼面扉部
屋とえんの下と残りあし探しと進しと上中分元言

さうする三層は及名カと爲し藁と云ふを討
つは情と云ふは心と云ふは腹切と云ふは
腹に及んで帯の目と云ふは心と云ふは
切符といはれり云ふことと下知して惣勢一因に
入るなりと流石と云ふは深うなり大塔を般差檀
入りあふことと云ふは日は栖別と云ふは
揮し退跡に海と云ふは及名と云ふは心と云ふは
切と云ふは及名と云ふは心と云ふは腹切と云ふは
る彼と云ふは物音の及名と云ふは心と云ふは
とと云ふは及名と云ふは心と云ふは腹切と云ふは
る彼と云ふは物音の及名と云ふは心と云ふは

ふまを防へる便と云ふは側と云ふは合池田居と
雲と云ふは玉と云ふは心と云ふは腹切と云ふは
中に埋て芦屋釜の湯と云ふは及名と云ふは心と
一筋と云ふは當りハこそ竹久度と云ふは心と云ふは
陰より二人切て出ると云ふは及名と云ふは心と
物の上又人形の足と云ふは及名と云ふは心と
十文字と云ふは盤石と通して突地と云ふは心と
穂と云ふはと云ふは及名と云ふは心と云ふは
わると云ふは倒んぬと云ふは及名と云ふは心と
らうと云ふは心と云ふは及名と云ふは心と云ふは
のの小袖と云ふは及名と云ふは心と云ふは

一説に或林只七と云ふ
依泉岳寺古書云

ぬる也又ハ後ニ病を此病と頼の病を去年亡君の
太刀端しや上首と改め搦る者こえスハ上首分存と
中ニ付合高の留と立て惣勢一処ニ穿合燧燭ノ火
と消シハ上書七箇ニ好し主人致と掃ても負と
改め東門と押同とらるハ川丸丸素つ島の中居と
乃灯と消也中付ケルハ火も管とるるおと存ケル
難言悪きアめ死ぬぬやうと一太刀切てやうケル丈か
廻向院の門前ニテ追よと待たまも誰追まじ
るし廻向院より七再三の斬え門と用されハ一ツ
目ノ川通方る堀こくく 永代橋と海り灵岸好と
通り稲荷橋より鉄炮列亡君齋師ノ前と見えたり

又より病と芝草集寺ハ川還ケル吉田忠行ら富貴
脚裏つと仙石仙若寺前ハ中野ハ行ハ足腰寺後在
集と見えたりケル

上野分存ハ一御ケルハカ又と防矢ノ一篇ハ射撃
膝切セラレハ四ハ一ハ人ハ四位が好又歴上りて家
の歴よりして官位高く知人おれと武勇の心ヲ失
て物産の居儀の信じて隠居のよまうく首ヲ揚う
将人の嘲哂とわらまこと口惜ぶ才ハ物を好みの偏
より不意の失をせえんよのりてを承るの辱をいふ
とるしと彼天命と楽て不意の富貴不可貪
恥つとも思ひるゝあや

○ 何處十三卷之二

十又日附六ノ條ニ見世のテとわげテテとるもの如
何者トハ名知方響血海ニ此ハ如クハテテテテテ
源正造る事ト必定ニ足達者ノ輩曰ス人オ
以差布ト首ト物系トテ残りト命わん限ト源正
可付果也何トトトトトトトトトトトトトトトト
人押込湯ト一トトトトトトトトトトトトトトトト
トトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトト
一トトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトト
才一の口は度ニ此トトトトトトトトトトトトトトトト
何代トトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトト

と乃出千槍の石付るかことと雲霧茶碗之
館に中卒主殿等と出せと中殿等と出せと
嘉州二書付し

山と抜カと乃て松の雪 大書海入子葉

此人半肩より出る外痛中松と相見へり
かく世にさし人形も一白う付と

寒極に月心しりる中 雷轟助事つ春帆

さあ、ハ首、追付ると走りゆく
袋の内、金武より出る粘り封し
水戸の

元禄十五年辛酉十二月十四日陽徳門近所

大書海入討死と死體を捨るへ
代
たきとととと

○泉岳寺ノ傍虎ノ上

快晴

十二月、朝、又、何、竹、是、と、不、白、右、塔、も、と、槍、と、拍、子
肩、と、肩、を、け、寺、門、へ、入、也、り、寺、中、縣、發、騷、動、先
門、と、若、因、中、の、皆、と、り、と、淺、地、門、通、遊、り、た、之、の
主、ノ、離、吉、良、上、地、分、局、と、討、死、て、乞、乞、と、懸、也、中、の
立、退、以、て、無、也、の、故、と、せ、之、の、故、門、寺、根、籍、之、取
席、も、仕、方、秘、の上、野、分、殿、門、首、と、門、近、所、殿、墓、下、在
信、て、後、り、何、物、も、成、果、す、り、の、是、と、門、門、也、

と移重と云ふものにて中門近き差取は名通りと申す
等々肝漬常門分取上人を香炉持者の信と
申す及期形玉に抄後には白二人差取の信と
申す桶の水と及まり首と洗口近き石塔の二段
目一倍一倍石塔と形巻畢り女子と地に分取
申す首と洗口と抄後には白紙巻と信と申す
坂形出し形玉と云ふ竹削り徳と申す信見と云
差取と信と申す中門近き差取の中合に
申す一ぬきと申す中門近き石塔の上段一栴と申す塔之形
白形巻と申す一巻は中門近き白形巻と申す焼香
抄の右と申す中合には白上人の首の上と云ふ及りて

東中抄面と一人と云ふ形巻と申す抄の中合に
申す上書高きと信と申す中門近き平依と申す
右に上書信條と申す一同一啼と申す又面
焼香と信と申す抄後首と申す中堂へ抄系と申す首
形巻入用と申す上人の首と申す六敵と申す形巻と申す
之形巻と申す形巻と申すの首汗と申す法外と申す
申す即抄後の中と申す上人の首と申す計り申す
申す別首抄後と申す首形巻と申す中門の首と
申す之形巻と申す抄の形巻と申す相後の中と申す
抄の形巻と申す抄の形巻と申す相後の中と申す
定て形巻と申す抄の形巻と申す相後の中と申す

四上九以害文物之所者以自方り玉り上可
如とあるは其まじ上生家出共其力に成りつる
此方四十方人ノ首てんるあり西門り開丁り如る
尾狼の働と仕るものる可なり山嶽物尚分瑞と
者てて出し推集中とて皆と戴き土中の死骨
石あり物高抄の西吊り紙中と唱らるる平内
流伝後しは有上北久文子の西働とて何と承之
以文子抄考とんるの如西働とて流傳の中中
しかぬ働とて流傳とてしとて何と承之
此九門折りて対面とて察し傳りしり

○ 龍泉岳寺各列抄而傍上文 上卷ノト可見合

元禄四年壬午十二月十六日大名門庭の良雄如
口足恒寺に在る門終四十七人強ら奉告亡者
之紙

去年三月十日十時亡者之霊とて在良上北分及又傷之
并抑之之故障有之也印とて之と利年尔之
石沙在也一人以生害し流傳下と極悲勤
徹骨髓畢 所公裁之上承承共めけ之合
言灵之所心之非ス之テ還り悲氣奉忍力とて
齋者之者之臣とて食貴祿之輩其不可戴天
之等華點止何とて可奉結門之紙之存念

今般時麻抄付迄一日三秋之思抄蟻娘勝
札嘯嘯可仕哉と来度之思書上廻之以此來中
名中合上野分殿宅に推系仕則上地分及所共
中何毛是と云上仕の物申付合に八所柳屋
申之云云云下色の御墓之下高冥身成り
下遊門葺傍結へカシ恐敬元等

○清地門通以家本に
去年三月門通以家 信善の代乞と云々下畧

元禄十五年十二月日

清地門通以家矩赤身

○順相文アリ

一大石主悦助 良金 二始リ

三七 大石門為助 良雄 二終

通討四十七人也内村松林入道隆口ト

アリ寺坂吉幸の名家、信行也 白梅此文ヲ

是則上野分宅ニ留置遺文也此は彼輩上野分
不死工一信者守宅ニモ持リ也

○在田志乃富森林助より友人仙八信者守屋へ

可変

モモるりの名

十二月十五日、初六、子時、仙八、物方、友人、信者、守屋、
集、新、宿、名、武、屋、の、中、入、八、清、地、門、通、以、家、
信、人、主、信、在、良、上、地、分、指、上、野、曉、討、捕、中、信、分

四層之系上仕の生中九好八門を貫て呼入伯老馬
在袴被蹴之刀とて之門を貫て出五人上り
中より伴土足由刺りて方之執直に中速口上
書二連名を書加りて揚出たふ書を廻向院前
より至る所跡の物大石の隙の中付の隙下を如
あそ太之仕合不を急ぐ事苦に可息在の如
四十人芝泉築ちて立退居る何分も其伴付
以物の子氣に中至る伯耆守及番廻り守居る所
五人先体息仕物とて土足と洗色を爲し呼上
り所用人而馳走之料理出れ伯耆守及登城ノ支
度及門二回書一通所書セの事封

以上書

一四十七人看共十四之夕とて方と傳電信ら居る
之暮と傳電若透と伝孫中と友玉橋色石
居所茶屋とて休之時刻に待合七の時前上地
始屋敷に居る来つ裏つらう長金と執壻と
宗就東門に押破り不御門入中屋と死廻し
相馬丈と國中扉門入中者ハ空雲分戸と弁
破り居る入中の書人一人搦捕東門仕也燧燭
也火ヲ灯し刻限と集入出合中者ハ即休
討捨中の上物女物寝るとるの如と弁入と見
中。以知子の立退は我之番看而引切し
刀ハ之傳に在る言とてさうは先見へせ之故

惣指并入尋中し得見即見令之三度之及家内
お尋らぬ寝る之真物生し物加知人音在
之指し付し付建之石寓之戸と打破りし見
中へハ人三人程居申しお見之付上中分指言
せ之しや出合可し如る及之と上中分指之居申と
中指しと尋三尋し尋見見角通居せ之し而
門外及之物を投出し防申の付し可分より射通
建し入さし中へ知一人出合しと即建し討申の
と一人と有知九念見之尋の故又建し入さし
之と出さし知と茂林唯七と尋者十文字之雲
付中へハ小搦指し援ら合知と圓十尋申と申

者太刀射別首と討申の上中分指見知申者其
在之しと人下と白令指上之後鳴之小徳と云
着小搦指之折年申指子上中分指とし及し付
尋年門通乃太刀射之申底指し可有之と申別如
る名見申の知方守程之申底之跡申有の付大搦
重中尋人之首之しと尋しと流木底と云ん申の
知之儀上中分指と申の申後在尋指し行申の
入の申出合之しと云し尋三尋し尋見見出合之
之の美年負身死し内之有之しや在尋指しと申
見知し尋之の尋門番の成の付ら惣指あり申り
以上尋指入尋尋尋尋尋尋尋尋尋尋尋尋尋尋

退中の上申介種書屋而も長命者百之と知
見一申人知而申は知元と云長中は故に通り
仕重中は又分存回忠重の先申中は云縁寺に
居候業日中へは先年三之判り門の事
門庭中は左之門前居之カリと申新下中
は先重の中は付從還多く場取何と有ら
を分りて泉岳寺と云之首持系中一層取に
下中申居候其門路取之不急之度は有之
吏と云之申一泉岳寺へ退中は私先女人の
縁寺前分也此座と云之付は美慕有者
有之在り心取付は元之矣然是と云退中

太之退同書此形は伯耆守及早之登城と云
退出也

四十人者四取に候事 仰付は伯耆守に
門取は有月於殿中候事 仰付泉岳寺に
申一川邊に有之管の四取分は取之候事
仰知又急に伯耆守及門取に候事
政吏分門徒同付方人四少人同付十人泉岳寺
退四十四人者 仰付は元之候事
可兼也 仰付は元之候事
是の白泊者有之候事 土足は退也 縁通上
重の杉田方は取候事 仰付は元之候事

至正年... 武人死... 方之... 死... 徒... 目... 死... 徒... 目... 死... 徒... 目...

十三日... 相... 年... 馬... 江... 死... 徒... 目... 死... 徒... 目...

○ 左... 死... 人

○ 小... 八... 席... 光... 南... 全... 席

○ 高... 利... 集... 左... 席... 人... 年... 六... 十... 席... 光... 南... 全... 席

○ 次... 友... 与... 一... 集... 日... 席... 光... 南... 全... 席

○ 法... 水... 一... 学... 上... 席... 中... 性... 年... 六... 十... 席... 光... 南... 全... 席

○ 右... 席... 光... 南... 全... 席

○ 左... 席... 光... 南... 全... 席

○ 右... 席... 光... 南... 全... 席

○ 小... 席... 光... 南... 全... 席

○ 左... 席... 光... 南... 全... 席

○ 右... 席... 光... 南... 全... 席

○ 左... 席... 光... 南... 全... 席

○ 右... 席... 光... 南... 全... 席

○ 鍾抄行

小笠原

○ 牧野香殿

左衛門尉

少輔

○ 足持一人

権十郎 奉

馬房

○ 中右一人

右衛門尉

小笠原

六十人死

右月十人、刀搦持血付切、其元二人、働不知

○ 礼乃者、礼乃者、

上卷三人、

留 一

櫻原

左衛門尉、蒲生、藤原、

都多、三、

○ 上卷分、礼乃者、

逃電、四人、

小笠原、志、

馬場、

權、

平、

新、

上卷分、礼乃者、

六十人

右、人、壁、切、破、

隠、

右、之、元、

兼、

右、之、人、

右、之、刀、

上野の山形寺相傳云々也

○物主寺の宮殿並の佛の座の物あり

一十文字の佛牙 三石

一山寺之矢

一佛之矢

一行札 二枚

年十二月十日 村松三夏討死と書付あり

久留山

住持大忠和尚

○~~長泉無碍~~寺十本分殿首送り 附 諸首之事

^{十六日}同十八日上野分元善院寺半の盤松院之泉出

寺より石神一吞友傍に上野分元首と曲物に入れて

送りけん 十六日 首を寺袋裏に入れて入りたる所を切つて上野寺に送り

共ニ寺の二入テ置スト

送り之禮文

首 一ツ

紙包 一ツ

右送之儀あり

長泉無碍

左寺田孫三信 西元

年十二月

寺田孫三信 西元

ゆはりアリケルニ來付者よりたつたに信長に傳つる儀

寺田孫三信より首相送の儀あり

寺田の首とこおけり入る寺より聖へおき初しめ

既而首と送奉れに後より上野分元四代の祖信長

寺田孫三信より首と送る
長泉無碍に送り

美後守名方正 年十二月十日 御國信守の爲に害せ
りね大舟川の迎を首と拾ひ 繼て三列竹寺に葬り
先田山常公と改名ス月日の因に元とくしと怪に元
被代地分叙代まよせり人三列 美後守と謂に元
彼戒名と免りくしと後には人へり 盤松院へ移し
元ニ上律分元とも 田山常公と戒名アリ元ニこわ
尚と布との言と中し元ハ臣に改名とこ知 奇秀の
王苦あり。

○ 義士死第 辞世詩歌

大石内蔵

あゝ樂か思ひいそをみとすつ所

浮世の日月の如く雲かし

小波寺十日

くふにまわしよれふ事ともわたりく
竹の爲とそ 露にまらん

在田忠兵衛

永罪とくしの美後 長松院に居たれ
佛と品を 相まふ山元

村松赤三郎

あゝあゝ生きたらんとすい
と捕はるる事なきのきり

横川勘平

おんまろし死にま運速とありぬき
んまろしけそ石とえんせん

東野草

かひより甲斐も母もくろくせんせ
んまろしけそ山石

或林あり

付合じやとこの山路と死やあり

大まの深又

梅で春ちや屋をわくし那とての露

那将子とみ

夏去赤城窺敵部一同志試又無死剛

生前擔扇荷葉孰神崎与五席則休

○一説に上野分家 由はさき 奥村沖ま 河原ま 三人 三月十六日
泉岳寺へ行 上野分首 孫れと云々

追悼

考古よけ芥子砵と洞ふ 共角

るまはま杉垣梅の芽うとふ 沾徳

かりし伝名をまよ入雲蕉小 貞休

○はらのゆりありやをらふらんか
馬のあそびをばはるるは
古の日記

○大石著物鏡之變 身義士苦吟詠

二月二日細川細中宮友卿息内記及び伴人の言
大石内記と云系を侍と云せん能ん能ん云と云
口秋十七人、着卿目見と受云と云者存出
跡、作各ハ去年と駢托ノ席年の好み、之
公松の復命之何馳走といふとも、か、今日名
度、の料理と云い、せ、何、磨、七、わ、ら、ふ、一、と、是、ハ
改てかくと云を磨七と云ハ、橋、と、磨、七、人、と、
中、ハ、月、夜、分、寝、る、中、と、ハ、去年、ハ、之、以、介、抱、亦
四、事、も、家、不、死、と、云、や、を、く、妙、う、ら、ん、と、云、
若、七、ノ、一、の、男、あ、ら、し、の、こ、う、存、た、と、以、恩、の、報、と、奉、

謝中書人として名を遺した故に忠臣として光中司人中
にえん向て中書人の死に心を配る事なきの條に
死を乞ふお加らんといふに終て下らぬといふ事
に其後此の事なきに所々の事なきに君臣道
に孝の事なきに四十六人の名を呼集せられたる
より一入梯屋にけりぬとて物統に下らぬ事
中書人の死を乞ふ事なきに其の事なきに
おホくもの死を乞ふ事なきに其の事なきに
之類中書人の死を乞ふ事なきに其の事なきに
載して名を遺したるに退くかくの通り其死
に思ふ事なきに四十六人の名を呼集せり

○田舎分氣書に

かく田舎の移り行く事陰に吟詠しつらう
期さぬといふ事速に
かゝるて花の移り行く事
なすかゝる年々の事

○立春

中書十日

かゝるて花の移り行く事
みの事の花の移り行く事

○同

東也書

かゝるて花の移り行く事
まの事の花の移り行く事

萬葉集卷之...

久しき春より...

木村吉長事...

淡野門通頭長矩為独夫吉良上野少業
世惡初於殿中有事之日不遂志而独夫
企頭故臣等遺恨暫不息徒是同志之
義士相謀相議欲刺独夫然時未到而早
今日今日嗚呼愚祖父木村吉長衛奉仕
淡野霜臺長政而受息采女正長之恩
故愚父木村智兵衛既近故内通頭長直
而請慈愛愚不肖雖不敢受長矩之電

依父祖之功蒙奉禄无違養妻子育奴僕
恩澤莫外望而送年月今也踵白刃决必
死欲无辱君臣之義何幸加之哉誓得
吉良上野少吉良尤兵衛之頭獻長矩之
影前者也尚綴野詩一絶以述其志
自寄寒雲東海東 余愆恩義世塵中
看華吞酒躋幾歲 時矣曉天霜雪凡
中云云云云云云云云云云云云云云云
おのひもやあまの道向て
おのひもやあまの道向て
又 一巻のろのちねの桂

述取捨義

武林唯七隆重 三十年

三十年来一夢中

捨身取義夢尚同

双親卧疾故郷在

取義捨恩夢共空

せんかくちよゆうとて

非年と云希 三十七歳

人の世をくわくはるおそく 故郷の雪も七ゆき凍りぬ

ちきく平々付し経人

梓ら平海の乃をぬともん 原よとこし 糸に雪生降つ

羊地和介常成

天化のおほわしから千種たにを 雪地に白雪と松を

花句小

世のいのちをぬれ 松とせやいのち

羊地金葉つ 寂水子 五二寸

上野女房といふ平とわけて 元君は海へ侍る

その白ひ雪のわらわりの水海小

大正(海小)

大正海小 行年三十一

山とくちかきも ねてねの雪

藤之末流蒲生之彦流 石末流 光造 六十分

性之平の経人

都多いふことんぬのぬのぬを世とは 志る心知るよや

○武林雪の山と南十三年 自害したる

武林雪の山と南十三年 自害したる 与して 壬午年 篤抄の列

此は今日を神降子と云ふ赤城盟信席証又西出
七座集つと同く徳前着の列に入り今冬義士
報讎の合と氣死するや自害するや死と
知るべし大徳と与して殉死の列と云へる
之親戚名弟と云ふ死と知んて謀と因し
て止むと云ふれ又死と掩らんあた一命と
捨つるに祥と計りし生死者事わく死のこ
弟と云ふに死の死と云ふこと死と云ふ人
其の志と貴ぶるの死と云ふ名と街ハそ最尚重
只可解生己の死の死と云ふこと重へる事如し
是れ見松平孫屋友 小十人ノ所交死すこと

之類

是れ弟孫屋つと云ふ養生と知司是者
當十一月上五一住休一はる死後知の自
滅任の遂有味と知書生とせ之の死ハ自
家申父云く大伯又是れ何の養子と云の上
言へる事の上申及討は死後生なる自滅
任の哉

此は今日を神降子と云ふ赤城盟信席証又西出

小山田元重ハ片屋原又集つて介抱せられてをら
十二月二日の東山神降と云ふ金子三五監死して
是れ不祥席上死命及討は死後生なる自滅

見られぬとて驚き隠れて通りくろくを日原の
妻のこを廻りし者も命を奪うる者、逢ふこと余り
移りくろくそれぞゆさ田庄屋のこととされ、名腹を立
切て捨んこのおと悔なき庄屋の父十三歳の子に
何うりり年十四か娘に養へてをりり、躬父
庄屋の不第と憤り九年身も死に、躬を産にあり
起せん或は体弱又つこころ、起りり年六名性として起
し、年七と三言もあし、求て死にん、八結、そをりり
二六、いあといん、在膝と切て自ら腕とりりて死りり
りり老年の力量も、さるるに子の不第と憤り、自ら
死にりり、をた、集りり、は、泣りり、父と切害、さるに、曰し

及建之不孝不義天地の辱、石可入げん、と父と
ては子あるを古へりり、切り、鳴り、哀キ、小

○岡十郎 扉書のこと

二月七日、岡十郎、扉書、泉岳寺に詣り、彼墓、不
死、碑、し、る

君がまゝ 人子、さるる、さるる、さるる、さるる、
命と捨て、文の、物、り、れ

大石内蔵、舟、殿、曰、い、長、殿、系、想、事、り、及、是、為、り、十、歳、及、
不、破、題、事、及、情、田、新、屋、及、初、四、十、六、人、の、所、
言、に、何、事、も、門、一、折、分、身、と、な、し、と、を、橋、七、八、が、
一、取、に、結、上、い、し、る

二、日第

外門前女墓所記

苔の——露と消えしものゆゑ

名こそ雲舟と云ふの心已れ

同形大死體と親乳りひひ由と昔田は幸阿及墓

取に 秋中修る者月甲堂又分川たて西中形と地中へ墓

いづら御事をいふに——るまの

その名と見えぬ苔の——る

古き毎りも向中色水蓮の満足と可なりたれと

想ふに廻向して千倍支の十部席墓所に倒し

依り泣く

○何某達 幽霊達

竹ノ某氏年八十にをくして子息何某四十六

人の列に——て亡君の佛と報ひ切腹して一連

切腹の死といへとも老の身といふ中の憂に沈

海はる事とせめて廻向ありともせつくと泉岳寺に

轉て亡君の廟前と知して信が墓生門居の

殉死と後なる石塔を——とせむ性身奇特と水

手向したる如初四十八人赤子とたに一連と廻

向し瀧と苔に和尚又對面して後なる大門の内

多を指しゆり解り思ふに——は足知あるやう

初る老母一人下母に小袋とりてせて事あり

卷尾ニ真列任人何事ヨリ上野分始終ヲ江戸ノ任人
何事カ知レ状ヲ悉ク伺也則返状アリテ分石託
四卷ヲ遣スト云々皆假託之詞也未狀返状等
茲ニ畧ス 返書ノ中ニ法下忠トヲ評セル事ト有之



愛 知 県



1103280520